

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から39年3月まで

申立期間に係る領収書があるにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。また、領収日が時効により納付できない期間であるので還付の手続をするように社会保険事務所から説明を受けたが、私としては年金としていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を郵便局で納付したことを示す昭和45年5月9日付けの領収書を所持しており、申立期間の保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人が保険料を納付した時期から、申立期間は本来時効により納付できず還付の手続を行うべきところ、これが還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、時効であることを理由として申立期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 643

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年9月まで
会社を退職し、自分で国民年金への加入手続を行い、母親が国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金、結婚後は任意加入への切替手続も適正に行っていたことが確認できる。

また、申立人の保険料を納付していたとする母親は、昭和36年4月の国民年金制度発足以来の加入者であり、その納付状況を見ると、申立期間についても納付済みであるとともに、国民年金加入期間のすべてが納付済みであるなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立期間の前後は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況等に特段の変化は見られないことから、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 644

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで
夫婦で自営業を営んでおり、国民年金保険料はずっと夫と一緒に納付してきた。申立期間についても、夫と一緒にまとめて納付したので、夫が納付済みとなっているのに、自分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金保険料納付状況は、申立期間を除き基本的に同一であり、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとする申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立期間について、その夫が国民年金保険料を過年度納付しており、夫婦で自営業を営んでいたとする生活状況からも、申立期間の保険料をあえて納付しない事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付した経緯について具体的に証言しており、その内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月1日から46年6月1日まで

私は、昭和43年3月にA社に入社し、平成4年12月1日に退職するまで一貫して勤めていたが、転勤でB市へ異動していた時期の年金記録が欠落しているのはおかしい。給与明細書等はないが、当該期間のみ、厚生年金保険の被保険者期間で無かったとは考えられない。調査の上、訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業所から提出された辞令簿、在籍証明書、雇用保険の記録及び同期入社と同僚の証言などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年11月1日にA社C工場から同社D部E営業所へ異動。なお、同社D部E営業所の社会保険の適用事業所は、A社である。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和46年6月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年7月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、38年12月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年7月から38年7月までは1万2,000円、38年8月から同年11月までは2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月26日から38年12月26日まで
私は、昭和36年10月3日にA社に入社し、平成5年4月1日に退職するまで、厚生年金保険に継続して加入していたはずなのに、申立期間の記録が無い。調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の者が、昭和37年7月26日に被保険者資格を取得し、38年12月26日に被保険者資格を喪失している記録が確認できる。

また、在籍証明書、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間はA社B工場に勤務していたとしているところ、元同僚から、「申立人が、申立期間中にA社C工場から当該事業所B工場に転勤したことは間違いない。」との証言が得られた。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A社の事業主は、申立人が昭和37年7月26日に被保険者資格を取得し、38年12月26日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和37年7月から38年7月までは1万2,000円、38年8月から同年11月までは2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月16日から同年9月17日まで

昭和30年4月1日の入社から平成3年8月31日の退社までA社に勤務していたのに、40年8月16日から同年9月17日までの厚生年金保険の加入記録が無い。途中で辞めたこともないし、在籍証明書もあるので、当該期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した在籍証明書及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人が申立期間についてA社に継続して勤務し(昭和40年8月16日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における社会保険事務所の昭和40年9月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から11年2月21日まで

社会保険事務所で厚生年金記録を確認したところ、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることがわかった。実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されているので、訂正前に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成11年2月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年2月23日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、9年1月から11年1月までの標準報酬月額が59万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は代表取締役の兄であり、登記簿謄本から取締役であったことが確認できるものの、取締役であった事業主の妻及び複数の従業員から、「申立人の業務は主に営業で、経営には関与しておらず、また、社会保険関係の事務にも携わっていなかった。」との証言が得られており、申立人が当該^{そきゅう}訂正処理に関して権限を有していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月16日から10年10月1日まで
社会保険事務所で厚生年金記録を確認したところ、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることがわかった。申立期間当時、給与は19万円程度受け取っており、実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されているので、訂正前に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成11年2月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年3月16日付で、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、9年1月から10年9月までの標準報酬月額が19万円から9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所において営業関係の事務員として勤務しており、役員でなかったことが登記簿謄本から確認できる。

さらに、当該遡及訂正処理が行われたのは申立人が当該事業所を退職してから4か月以上後であり、既に別の事業所で厚生年金保険の被保険者となることが確認できることから、当該遡及訂正処理そきゆうに關与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理そきゆうを行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成9年1月から10年3月までに係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から10年4月1日まで
社会保険事務所の職員が自宅に来て初めて、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が引き下げられているのを知った。申立期間もその前と変わらない給料をもらっていたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成10年4月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年6月12日付けで、申立人を含む13人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、9年1月から10年3月までの標準報酬月額が36万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により、役員ではなかったことが確認できる上、雇用保険の加入歴を有しているほか、元上司から、「申立人は自分の部下であり、運転手として勤務していた。」との証言が得られていることから、当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、51年7月は20万円、同年8月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年7月16日から同年9月16日まで

私は、昭和32年4月にA社に入社してから平成5年7月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した退職（在籍）証明書、当該事業所の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和51年7月16日にB社D事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和51年7月は20万円、同年8月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格取得日の届出誤りを認めており、また、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和51年9月16日であることが確認できることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月及び8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月20日から同年9月1日まで

社会保険庁の記録では、A社のB事業所から同社C事業所へ異動した昭和45年7月20日から同年9月1日までの厚生年金保険加入記録が無いが、44年3月10日に入社してから継続して勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、雇用保険の加入記録及び同僚の証言ならびに事業主の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年7月20日にA社B事業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C事業所は昭和45年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社B事業所において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和44年10月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、同社C事業所が昭和45年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の被保険者資格は、本来同日までB事業所において引き続き有すべきものであったところ、異動日である同年7月20日を資格喪

失日として厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って届け出た可能性があるとして、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで
平成8年に会社を退職した後、国民年金に再加入し、保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年に会社を退職した後、国民年金に再加入したと主張しているが、申立人から聴取しても、切替手続の状況及び保険料の納付方法等について記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、市町村が保有する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録のいずれにおいても、申立人は申立期間について国民年金の被保険者となっておらず、申立期間の保険料に係る納付書が交付されたとは考え難い。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性はうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から37年6月までの期間、37年11月から38年2月までの期間及び41年1月から44年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月から37年6月まで
② 昭和37年11月から38年2月まで
③ 昭和41年1月から44年9月まで

昭和36年5月に現在居住している市町村に転入した際、国民年金の加入手続きを行い、保険料については市役所で納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から聴取しても、国民年金の加入手続き及び保険料納付に係る記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年4月に夫婦連番で払い出されていることから、申立人は申立期間当時、国民年金の被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、昭和36年5月に現居住地へ転入して以来、他市町村への転居も無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで
自分で保存している給与明細書の支給額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額とが一致していないので、社会保険庁の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人の保管する申立期間に係る給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額となることが確認できる。

しかしながら、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致している。

また、申立人の標準報酬月額の記録について、遡^{そきゅう}及して訂正が行われていることもなく、不自然さはいかたがえない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年7月31日まで

申立期間について、A社で働いていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当時、会社の資金繰りが悪化しており、社会保険事務所から毎月のように督促の電話がかかってくるような状況だったが、給与からは厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な証言等から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間について国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、この事実を申立人に説明したところ、給与から厚生年金保険料が控除されていたとする証言について、記憶違いであった可能性を認めている。

また、A社は、平成4年5月に社会保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主に照会しても回答が得られないことから、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保有するA社に係る被保険者原票を調査しても、申立期間及びその前後について健康保険証の整理番号に欠番は無い。

その上、申立期間について雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月1日から27年3月1日まで
私の年金記録を確認したところ、A社B支社における勤務期間が違っていることがわかった。私が所持している労働組合員名簿によると、入社日は昭和24年7月1日となっている。当時の給料明細書等はないが、申立期間について被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社に勤務していた元同僚及び元上司の証言から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、入社後数年間は有期雇用契約であったとしており、また、複数の元同僚から、「申立期間当時、有期雇用契約制度が存在し、有期雇用者は歩合給、能率給であった。」との証言が得られるとともに、これら複数の元同僚の入社日を聴取し、厚生年金保険被保険者資格の取得日と突合したところ、9人全員が申立人と同様に入社日と被保険者資格の取得日が相違していることが確認できることから、当該事業所では、入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を行っていなかった可能性がうかがわれ、申立人においても同様の取扱いとされていたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査しても、申立期間について申立人の名前は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

さらに、当該事業所は、申立期間当時の社員区分や申立人の雇用形態は不明としており、賃金台帳等関係資料を保有していないことから、申立人の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 5 日から 37 年 8 月 1 日まで
ねんきん特別便によると、A社の脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、請求手続をした記憶も受給した記憶も無い。厚生年金保険は老後の生活に役立つと思っていたし、生活に困っていたわけでもなかったので、脱退手当金を受給していない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年12月27日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和49年まで国民年金に加入しておらず、加入後も未納期間があるなど、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。